

令和6年12月13日

各位

茨城県精神保健福祉士会
会長 富田 靖英
(公印略)

令和6年度入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修のご案内

秋冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

令和6年4月から精神保健福祉法に位置付けられた入院者訪問支援事業の実施に向けて、市町村長同意による医療保護入院者の希望に応じて、訪問によりその方の話を誠実かつ熱心に聴くほか、入院中の生活に関する相談や必要な情報の提供等を行う訪問支援員を養成するため、下記により、訪問支援員養成研修を実施します。趣旨をご理解いただき、是非ご参加頂きますようお願い致します。

記

- 対象：入院者訪問支援事業において訪問支援員として業務に従事することを希望される方で下記のいずれかに該当する方
- ・国家資格者：精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、公認心理師
 - ・サービス管理責任者（更新研修修了者で認定期間が切れていない方）
 - ・相談支援専門員（現任研修修了者で認定期間が切れていない方）

- 内容：講義と演習の両方の受講が必要です。講義は厚生労働省のホームページから各自視聴し、事前アンケートに回答してください。演習は、講義を視聴し事前アンケートを提出した方のみ、対面で行います。

内容	日時	方法	場所	備考
講義	2月28日（金）まで	各自視聴	オンライン	事前アンケート提出 2月28日（金）まで
演習	3月9日（日） 9時半～16時45分	対面	茨城県立健康プラザ 研修室1・2	

※ 講義や演習の詳細については、裏面のプログラムをご覧ください。

- 定員：30名

※職域・地域等を考慮の上受講者を決定し、R7年1月31日までに受講決定者のみメールでお伝えします。

(@ibaraki-mhsw.jpのドメイン受信ができるように設定してください。)

- 申込み：URL又はQRコードよりお申し込みください。締め切り：1月24日（金）

URL：<https://forms.gle/JwZBS3ZiHkfneftU9>



裏面に続く↓↓↓

令和6年度入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 プログラム

【講義】（8講義、約4時間）

- ・下記の厚生労働省『入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修』にある講義動画を各自視聴し、事前アンケート（EXCEL）をご提出ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00004.html

- ・事前アンケート提出先：kensyu@ibaraki-mhsw.jp（担当：長倉）
（事前アンケートは同じホームページ内にありますので、そちらを使用ください。）

内 容
(1) 入院者訪問支援事業について
(2) 入院者訪問支援事業の意義と目的
(3) 入院者訪問支援員の役割
(4) 入院している人が体験すること
(5) 入院者訪問支援の実践
(6) 精神医療の現状と課題
(7) 入院者訪問支援員が知っておくべき資源
(8) 精神障がい者の人権

【演習】対面（約6時間）

- ・日時 令和6年3月9日（日）9時30分～16時45分（予定）
- ・場所 茨城県立健康プラザ（水戸市笠原町993-2）

内 容
事務連絡
【チェックイン】グループ内で自己紹介・アイスブレイク
【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方
【演習②】入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割 ～それぞれの立場から～
【演習③】出会いの場面（ロールプレイと意見交換）
【演習④】実際の相談場面 ～傾聴と支援員の役割～（ロールプレイと意見交換）
【チェックアウト】支援員のミッションと私の思い
事務連絡

【お問い合わせ】

訪問支援員養成研修に関すること 茨城県精神保健福祉士会 事務局（水海道厚生病院内）

担当 長倉 TEL 0297-27-0721

入院者訪問支援事業に関すること 茨城県福祉部障害福祉課 精神保健 G 担当 関 TEL 029-301-3368